

令和3・4年度（2021・2022年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付）

1 申請の対象者

令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県知事の建設業許可を受けた者

2 申請の方法

令和2年度（2020年度）に熊本県が実施する経営事項審査の申請を行う際（予備日を除く。）に3に掲げる書類を提出するものとする。

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和3・4年度（2021・2022年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）（別記様式1） 2部
- (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式2） 1部

4 持参書類

別に定める経営事項審査申請に必要な書類

5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の事業年度における完成工事高に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、令和2年（2020年）12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者については、別に定める「令和3・4年度（2021・2022年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）に基づき審査を行う。
- (4) 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
- (5) 審査の結果は令和3年（2021年）3月末までに文書にて通知する予定である。

6 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

7 その他

- (1) 2の方法による申請を原則とするが、県庁への持参又は郵送による申請も認めるものとし、その申請方法については、経審時外受付申請要領を参照すること。

- (2) 熊本県内に主たる営業所を有し、国土交通大臣の建設業許可を受けた者は、経審時外受付申請要領に基づき申請すること。
- (3) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
- (4) 経審時外受付申請要領は、令和2年(2020年)11月頃に定め、熊本県公報及び熊本県ホームページ等において公表するものとする。
- (5) 入札参加者資格を有していても、電子入札システムの利用者登録が無ければ、県の入札には参加できない。電子入札システムに必要なICカード、機器及び登録方法については、「くまもと県市町村電子入札ホームページ」を確認すること。

8 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485 (ダイヤルイン)